

小学校統廃合の報告書を提出・新「大洲市観光協会」発足



▲稲積委員長（左）から報告書を受け取る叶本教育長

将来を担う 子どもたちのために

～「大洲市学校統廃合検討委員会」が
検討結果をまとめた報告書を教育長に提出～

平成19年2月から11回にわたり検討を進めてきた大洲市学校統廃合検討委員会による「大洲市立小学校の統廃合について」の報告書がこのほどまとまり、3月19日（水）、大洲市総合福祉センターで、同委員会の稲積委員長が叶本教育長へ報告書を提出しました。

稲積委員長は、「15人の委員がそれぞれの立場でさまざまな意見を聞いて、教育効果が最大限に図れるよう検討してきた結果です。教育行政の向上に努められますよう望むものであり、また、学校、地域、行政が連携して理想的な学校運営の実現に向けてまい進され、21世紀をたくましく生きる子どもたちを育成することにより、大洲市の目指す人づくりにつながることを期待するものであります」などあいさつ。

今後、市教育委員会での報告書を基に「小学校統廃合計画」を策定し、地区説明会を開催して皆さんの理解を求め、将来を担う子どもたちのために望ましい教育環境の構築を目指していくこととなります。

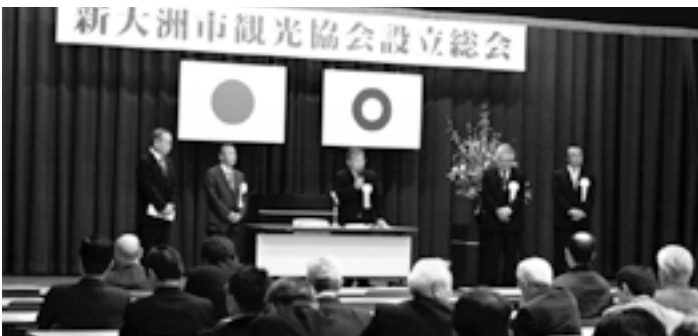
4地域の観光協会が合併

新「大洲市観光協会」発足

3月24日（月）東大洲の総合福祉センターで関係者約100人が出席して新大洲市観光協会設立総会が行われ、4地域それぞれにあった観光協会（協議会）が4月1日に合併することが決まりました。今年1月31日に設立準備委員会が立ち上げられ準備が進められてきたもので、情報の一元化や

全市的な観光PRが狙いとされています。合併の準備に携わった同準備委員会の水口健委員長（旧長浜町観光協会会長）は、「地域の特性を活かしながらお互いに切磋琢磨し、結束力を高めていきたい」とあいさつ。今後は、大洲、長浜、肱川、河辺の4つの支部が設けられ、それぞれが連携しながら地域の伝統行事などが充実されていくことになりま

す。総会では平成20年度の事業計画や予算が協議されたほか、役員選出が行われ、新大洲市観光協会の会長に、菅野隆次氏（旧大洲市観光協会会長）が選出されました。総会の後、大洲城で設立記念イベントがあり、現在東温市の坊っちゃん劇場で上演されているミュージカル「龍馬」で、坂本龍馬役の上野哲也さんとおりよう役の若松ゆえさんが寸劇と歌を披露しました。途中大洲藩主役として大森隆雄大洲市長と、観光奉行役として奥村武久愛媛県観光協会長の二人が寸劇に加わり、セレモニーを盛り上げていました。



▲あいさつする菅野新大洲市観光協会会長と役員



▲披露された寸劇の一幕

開発行為の許可 (権限移譲)

「開発行為の許可」が、 愛媛県より大洲市に 移りました!

今年4月1日から、行政改革の一環として、開発行為全般が県から大洲市に権限移譲されました。大洲市の都市計画区域内において3000平方メートル以上(都市計画区域外では、10000平方メートル以上)の開発行為を行う場合、開発許可申請書一式を市に提出し、許可を受けてください。

今年4月1日から、行政改革の一環として、開発行為全般が県から大洲市に権限移譲されました。大洲市の都市計画区域内において3000平方メートル以上(都市計画区域外では、10000平方メートル以上)の開発行為を行う場合、開発許可申請書一式を市に提出し、許可を受けてください。

す。特に農地の転用など、開発行為には他法令の許可などが必要であり、申請の際にはあらかじめ窓口にてご相談ください。
注意
平成20年度内は、愛媛県の技術基準などを準用します。
申請様式などは、市のホームページからダウンロードできます。
「くらしの情報」都市計画・景観↓開発行為提出図書」

申請窓口・問い合わせ先
市役所都市整備課拠点対策係
☎2421111
(内線242・246)

地産地消拠点施設

整備計画の概要

大洲市においても、近年の食の安全に対する意識の高まりを反映し、地元で生産された農林水産物を直接出荷・販売できる場の創設が求められています。

その事業の概要については、次のとおりです。

○設置場所

大洲拠点地区の農業流通ゾーン内にある県有地(大洲農業高等学校実習田約8400㎡)を予定地として、愛媛県と交渉を行っています。

○民間活力の導入

市の財政状況が厳しい中、市単独で事業を実施するよりも民間活力を積極的に導入して、公共性を取り入れた施設整備を実施することとしています。

○今後の推進について

産直市の運営等で長年蓄積されたノウハウを持ち、近隣の施設とも一体的な運用が可能な団体である愛媛たいき農協と連携を図りながら、効率的な事業推進に努めたいと考えています。

○規模

施設の規模は、約1500㎡の施設整備(店舗など)を計画しております。

○管理運営手法

市が造成等を行った後に愛媛たいき農協に貸し付け、農協が施設を整備して運営する計画で協議を進めていきます。

○意見・問い合わせ先

市役所農林水産課新産業プロジェクト新産業担当係
☎2421111 (内線244)



▲地産地消拠点施設予定地

災害情報メール配信サービス 平成20年5月1日よりスタート

登録受付中

大洲市「災害情報メール配信サービス」は、あらかじめ登録した人へ災害情報などを送信するサービスです。

災害情報などは、主に河川の増水時などに、防災行政無線や広報車で放送する『避難準備情報』などの情報です。

◇情報利用料は無料！

登録料および情報利用料は無料ですが、通信料は自己負担です。

◇登録方法

登録方法は2種類あります。

！登録前に「ご利用上の注意」を必ずお読みください。

◇登録変更／削除方法

送信されてきたメールに記載されているURLにアクセスし、登録情報の変更／削除を行う。

◇試験配信

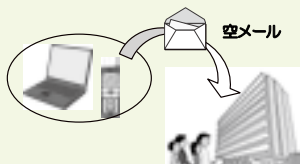
登録された人には、平成20年6月1日に試験配信を実施しますので、ご確認ください。

(登録方法1)

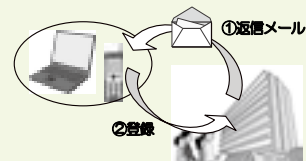
指定のメールアドレスへ空メールを送信し、登録する。

①携帯電話またはパソコンから
99526001@once.88island.jp
へ空メールを送信します。

※2次元バーコード対応の携帯電話を持っている方は次のバーコードを読み取りアクセスしてください。



②返信された登録用返信メールへ氏名など必要事項を入力し、送信して登録を完了します。



(登録方法2)

インターネットから登録する。

インターネットから指定するアドレス
<https://www.once.88island.jp/~rtdcs/i/mems/?svcd=526001>
に接続し、必要事項を入力し、登録ボタンをクリックし、登録を完了します。

《ご利用上の注意》

1. 「迷惑メール対策」などにより、メールの指定受信などを設定している人は、設定を確認し、ret@once.88island.jp（登録用メール：1度のみ）およびkikikanrika@city.ozu.ehime.jp（登録後のメール）からのメールが受信できるように設定変更をして下さい。詳しいことは、恐れ入りますが各携帯電話会社にお問い合わせください。
2. 本サービスにおける情報に基づいて遂行された活動において発生した損害については、直接・間接的な理由に関わらず補償いたしかねます。
3. 災害情報メール配信サービスの配信元アドレスは、送信専用アドレスです。メールをいただいても応答できません。
4. 災害情報メールは、即時性を保証するものではありません。携帯電話会社、インターネットプロバイダのサービス提供状況やパソコン、メールの環境などの理由により、メール配信が遅れる場合があります。
5. 災害の発生状況によっては、深夜にもメールが配信されることがあります。

問い合わせ先

市役所危機管理課危機管理係
☎24-2111（内線351）



▲協定書に署名する大森市長（左）と内田大洲警察署長

大洲市と大洲警察署は4月1日（火）、大洲市高齢者交通安全アドバイザーの協定書を結びました。大洲市では近年、高齢者の交通事故が多発していることから、交通安全意識の高揚や啓発を図り、高齢者を交通事故の被害から守ろうと交通安全アドバイザー

高齢者交通安全 アドバイザーが訪問します

高齢者



制度を実施することにしたものです。市内の高齢者宅を2人1組で訪問し、交通安全に関する資料や反射材を配布して啓発します。また、交通に関する相談、危険個所などの情報収集や地域の安全に関する活動も行う予定です。アドバイザーの訪問により高齢者の交通事故の減少が期待されます。

シリーズ防災



▲救命救急などの訓練 (大川地区)

地域防災力の向上に向けて着実に活動

市では、平成19年度に入り、消防と連携して、全組織に対し、講話講習、実技講習、訓練などの実施や参加を呼びかけていました。

この結果、すべての地区で自主防災組織主体による計67件の訓練などが実施され、延べ約3000人が参加しています。このほか、国・県・市などが主催する水防

自主防災組織活動が各地で行われ、平成19年度は延べ約3300人が訓練などの地域防災力を高める取組に参加しました。

自主防災組織

結成率100%達成から一年

全33組織で訓練や研修などを実施

シリーズ防災 No. 1



▲浸水実績の共同現地調査活動 (久米地区)

訓練、大洲市自主防災組織100%結成記念講演会、愛媛県総合防災訓練、自主防災組織リーダー育成研修会、『自助』促進車座ミーティングなどへの積極的な参加もあり、延べ約3000人が防災知識の習得などに努めました。また、水害の記憶を後世に伝え、水防災に係わる各種情報を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の取組も久米地区で進められました。

一方、組織によって、結成後の活動のあり方を今なお模索中であったり、訓練などの参加者の顔ぶれが固定化されていたりといった状況にあるようです。

そこで市・消防では平成20年度、こうした地域の実情を踏まえて、引き続き自主防災組織活動を支援していくことにしています。

みんなで取り組もう！

平成19年度は、人命に係わる大きな自然災害はありませんでしたが、いざというときの備えは大切です。自主防災組織での研修や訓練を通して、防災に関する知識や技術を身に付けましょう。

問い合わせ先

市役所危機管理課

☎24 2 1 1 1 (内線352)



▲設置された洪水関連標識

住宅用火災警報器を設置しましょう！

Q. なぜ住宅用火災警報器が必要なの？

A. 住宅火災による死者が急増中だからです。しかも、死者の半数以上が高齢者です。

・米国の事例

設置の義務化による普及促進により、この20年間で死者が半減しました。

この現状をうけて消防法が改正され、住宅火災の早期発見に有効な、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

| 新築住宅 | 既存住宅 |
|-------------|---------------|
| 平成18年6月1日から | 平成23年5月31日までに |

Q. 住宅用火災警報器ってどんなもの？

煙タイプ



煙を感知するものです。一般的には、このタイプを設置します。

熱タイプ



熱を感知して、火災の発生を知らせます。煙や蒸気の多い台所に適しています。

悪質な訪問販売にご注意を！

消防署では、警報器の訪問販売を行うことはありません。粗悪品や悪質な訪問販売には十分ご注意ください。

問い合わせ先
大洲消防署 ☎24-0119